
令和3年度 阿賀野市

住宅リフォーム支援事業

ご利用の手引き（募集要項）

募集期間：令和3年4月1日（木）～（土・日・祝日除く）

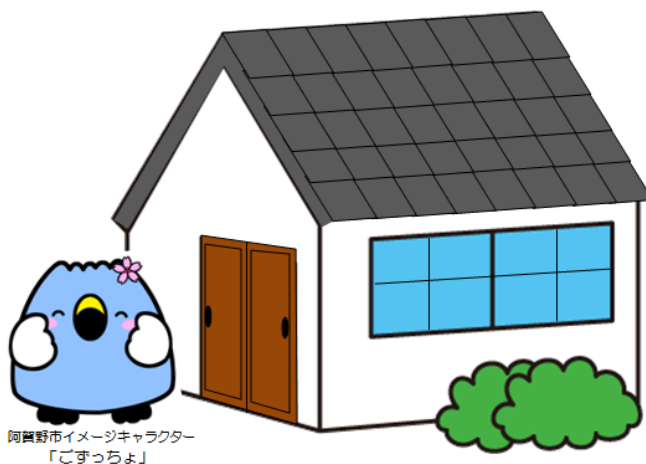
※申し込みが予算枠に達した場合は、受付を終了します。

※令和4年3月31日（木）までにリフォームが完了し、実績報告の提出が可能な工事を対象とします。

★過去に全額補助を受けた方※でも、

申請（補助額 最高25万円）が可能となりました。

※ 補助を受けた日（補助金交付確定日）から10年を経過した場合。



問い合わせ先

阿賀野市 産業建設部 建設課 都市計画建築係

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

電話：0250-62-2510

FAX：0250-61-2037

※各支所での受付は行っていませんので、ご注意ください。

1 阿賀野市住宅リフォーム支援事業補助金交付制度とは

本事業は、市民が所有し自ら居住している住宅を、市内に主たる事業所を有する工事店等でリフォーム工事を行う場合の工事費の一部を支援する制度です。

申請された全ての工事は、所定の審査を経て、市長が補助金の交付・不交付を決定します。

2 補助対象者

- ◆ 阿賀野市に居住し、住民登録を有し、市税、国保税、下水道受益者負担金及び集落排水事業分担金を滞納していない方。
 - ◆ 定住を目的として市内の空き家住宅をリフォームする方（市外の方を含む）で市税の滞納がないこと。
 - ◆ 親と子と孫で同居する世帯（以下これを多世代世帯とする）に該当する方。
 - ◆ 過去に本事業を利用したが、補助金交付額が上限に満たない方。
 - ◆ 過去に本事業で補助金を受けた方で、その補助を受けた日（補助金交付確定日）※から10年を経過した方。
- ※ 1度補助を受け、その後、残額により再度補助を受けた方は、最後に補助を受けた日（補助金交付確定日）
- ◆ 下水道早期接続支援事業補助金を受けられる方（受けられた方を含む）で本事業の補助金交付額が上限に満たない方。

※過去に利用した住宅リフォーム支援事業と下水道早期接続支援事業の補助金を合算して、補助金交付額が本事業の上限額に達した方は対象となりません。

※住宅リフォーム補助上限額から下水道接続補助分を差し引いた額が、上限額を超える方は対象となりません。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{上限額} \\ \hline 15 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{既リフォーム補助交付済み額} \\ \hline + \text{下水道接続補助額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{R3 年度} \\ \hline \text{上限額} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{※15万円を超えた場合、} \\ \text{対象となりません} \end{array}$$

注) 多世代世帯の加算額は別途計算します

3 補助対象となる住宅

- ◆ 補助対象者が市内に所有し、自ら居住している既存の住宅。
(共同住宅、賃貸住宅は除く。)
- ◆ 既に住宅用火災警報器が設置されていること、または本リフォーム工事において新たに住宅用火災警報器を設置すること。
- ◆ 下水道及び集落排水供用開始区域内の住宅については、既に下水道及び集落排水へ接続している又は改修工事において下水道及び集落排水へ接続する住宅。
- ◆ 店舗・事務所併用住宅の場合は住宅部分のみ補助対象とする。
- ◆ 個人が定住を目的として再生する市内の空き家住宅。

4 補助対象とならない住宅

◆ 過去に本事業の対象となった住宅。

※ただし、以下の場合は除きます。

- ・補助金交付額（下水道接続補助分を含む）が上限に満たない場合
- ・多世代世帯に該当し、補助金交付額が上限に満たない場合
- ・過去に補助を受けた日（補助金交付確定日）から10年を経過した場合

5 補助対象となる工事

◆ 補助の対象となる工事について

工事費が20万円以上で次のような工事を対象にしています。

- 住宅の修繕、補修、改修、一部改築及び増築のための工事
- 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等住宅の模様替えのための工事
- 住宅の防犯用設備若しくはフェンスの設置等の防犯機能の付加又は強化のための工事
- 下水道、集落排水への切り替え工事（台所、浴槽、便所等水回りの汚水等を全て下水道に接続する工事に限る。）
- 屋根の葺き替え工事
- 風除室、サンルームの設置（屋根、壁で囲まれているものに限る。）
- 住宅の増改築等に伴う支障物の撤去・移動
- 下水道接続工事等に伴う植木や庭の撤去・復元
- 防犯の目的で生垣を植える工事 等

6 補助対象とならない工事

次に該当するものは対象工事としません。

- 改修工事に伴わない家電製品及び家具等（単体で機能を発揮する製品）の購入費用 電子レンジ・ガスコンロ・エアコン等
- 工事用機械及び工具等の購入に関する費用
- 市の他の補助事業及び類似する利子補給を利用している工事部分の費用
- 住宅と同一敷地内にある車庫・倉庫等の工事
- 外構・庭などの工事
- 住宅の取壊しのみの工事
- リフォームに係る設計費
- その他補助対象工事として認められない費用

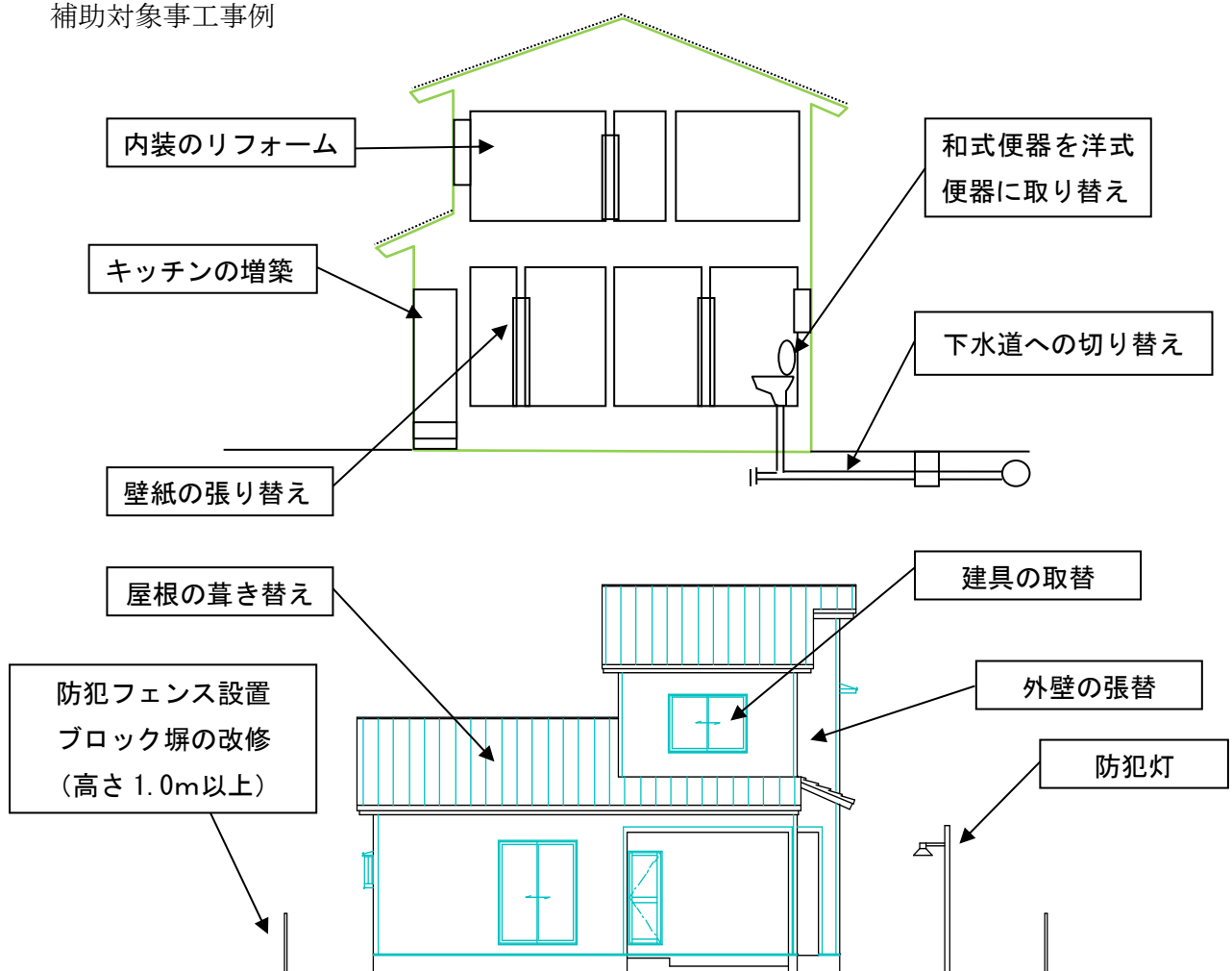
7 器具類の取り扱い

- ◆ 補助対象工事に伴う器具類の設置を補助対象とします。(ただし、器具のみの取り替えや設置は対象外)

対象器具類(省エネタイプが望ましい)の例

- LED 照明器具
- 給湯器
- 換気扇
- システムキッチン(器具類含む)
- 冷暖房機(エアコン等)
- その他必要と認められるもの

補助対象事工事例



※ この図は一例ですので詳しくは市の担当までお問い合わせください。

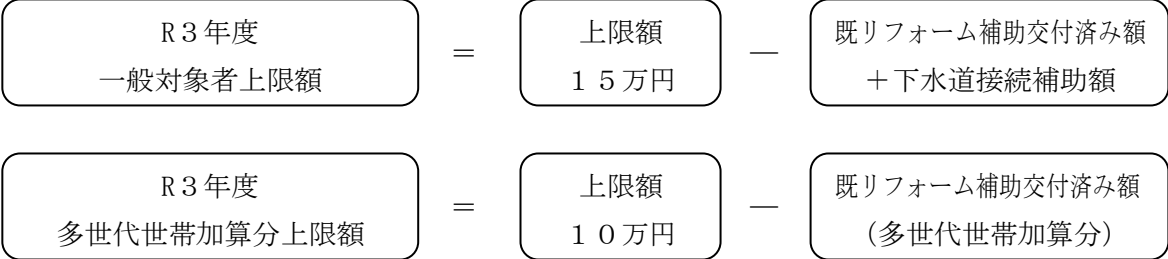
※ 市の他の補助事業等を受けている工事部分については補助対象外となります。
また、同時に行う場合であっても他の補助制度等で対象外の部分については本制度の補助対象となりますが、工事の区分については市の担当にご相談ください。

8 補助対象工事となる工事期間

対象工事は、令和4年3月31日までに完了及び実績報告を行うことが可能な工事とします。ただし、交付決定（申請後2週間程度を予定）よりも前に着手する工事については、補助対象といたしませんので、ご注意願います。

9 補助金の額

- ◆ 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の20%に相当する額とします。
ただし、20%に相当する額が15万円を超えるときは、15万円を上限とします。
- ◆ また、多世代世帯に該当される方は、上記の補助に加えて、補助対象工事に要する経費の20%に相当する額が加算されます。
ただし、20%に相当する額が10万円を超えるときは、10万円を上限に加算されます。（工事費が20万円未満の場合は補助の対象となりません。）
- ◆ 以前に本事業による補助を受けたことがあり、その後10年を経過していない方は、上限額15万円までの差額分が補助上限額となります。
（下水道接続補助を受ける方も上限額15万円との差額分が補助上限額となります。）
多世代世帯の加算についても上限額10万円との差額分が補助上限額となります。



- ◆ 以前に本事業による補助を受け、その補助を受けた日から10年を経過（残額による補助を受けている場合は、その補助を受けた日から）している方は、上限額15万円（加算分10万円）が補助上限額となります。

<例1>過去に本事業の補助を受けたことがない方又は補助を受けてから10年経過した方

【住宅リフォーム支援事業のみ申請する場合】

※下水道接続補助と併用する方は
ご相談ください。

(一般対象者の場合) **補助額14万円**

対象工事費 70万円×20% = 14万円 ≤ 上限額15万円 → **補助額14万円 (ア)**

(多世代世帯の場合) **補助額24万円**

加算額: 対象工事費 70万円×20% = 14万円 > 上限額10万円 → 加算額10万円 (イ)

(ア) 14万円 + (イ) 10万円 = **補助額24万円**

【対象工事費70万円の場合】

自己負担56万円

(多世代世帯: 46万円)

補助額14万円

(多世代世帯: 24万円)

<例2>過去に本事業の補助を受けたことがあり、その補助金残額により再申請する方

【住宅リフォーム支援事業のみ申請する場合】

※下水道接続補助と併用する方は
ご相談ください。

(一般対象者の場合) **補助額7万円**

過去に住宅リフォーム支援事業で8万円の補助を受けている場合

→ 上限額15万円 - 既交付済み額8万円 = 7万円 ※既交付済み分を引いた額が上限額

対象工事費100万円×20% = 20万円 > 上限額7万円 → **補助額7万円 (ウ)**

(多世代世帯の場合) **補助額9万円**

過去に住宅リフォーム支援事業で16万円(一般分8万円+多世代加算分8万円)の補助を受けている場合

→ (一般分) 上限額15万円 - 既交付済み額8万円 = 7万円

(多世代加算分) 上限額10万円 - 既交付済み額8万円 = 2万円

※既交付済み分を引いた額が上限額

加算額: 対象工事費100万円×20% = 20万円 > 上限2万円 → 加算額2万円 (エ)

(ウ) 7万円 + (エ) 2万円 = **補助額9万円**

【対象工事費100万円の場合】

自己負担93万円

(多世代世帯: 91万円)

補助額7万円

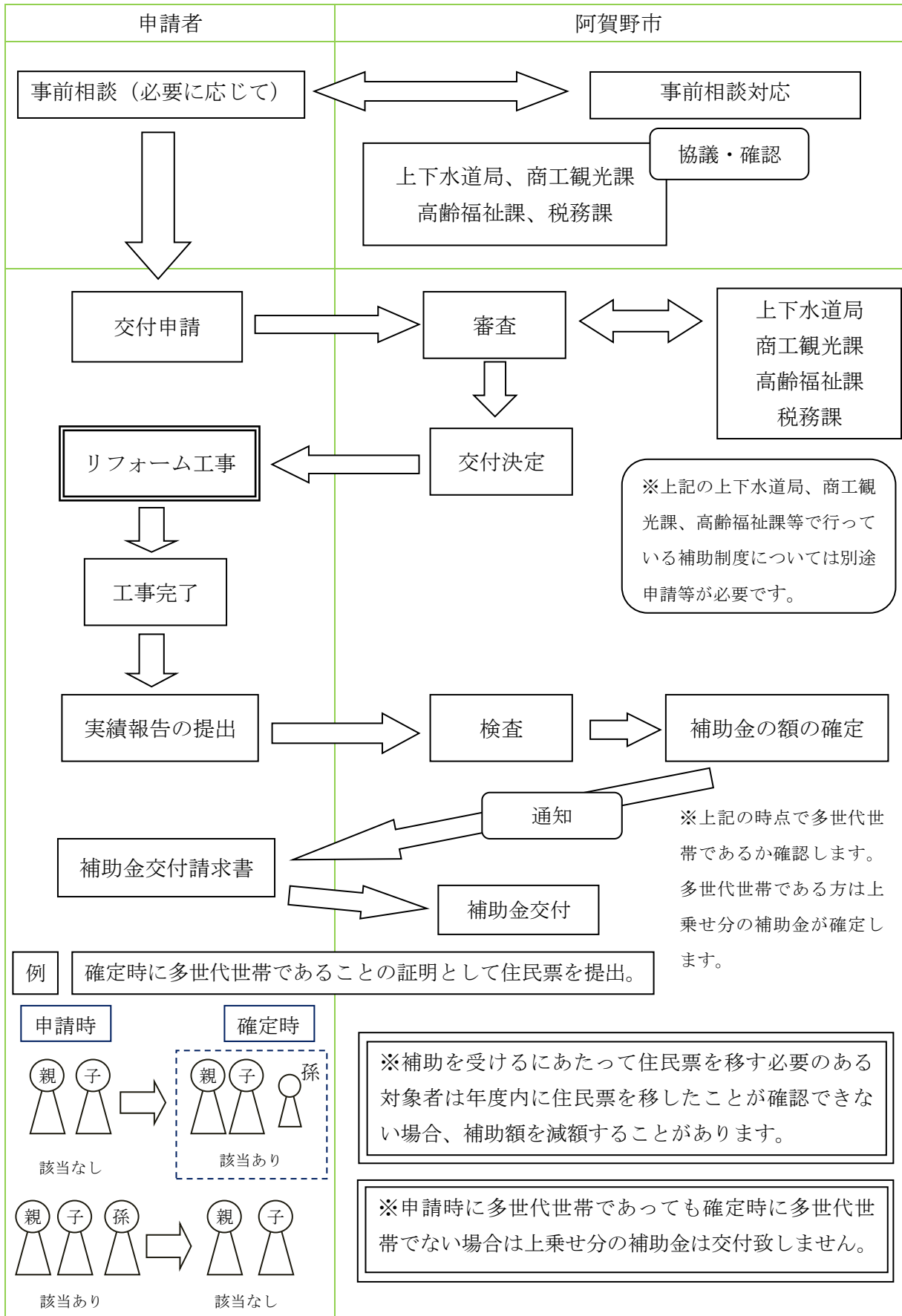
(多世代世帯: 9万円)

- ◆ 補助上限額がわからない場合、過去に受けた補助額がわからない場合等は、担当までお問い合わせください。
- ◆ 下水道早期接続補助を受ける方は、上記の例と変わる部分がありますので、担当までお問い合わせください。

10 手続きの流れとスケジュール

補助金の申請から、補助金の交付までの流れは下図のとおりです。

※変更交付手続きの記載は除いています。



11 事前相談

制度や申請などの疑問等（補助の対象となる諸条件など）については、必要に応じてご相談ください。

※事前相談窓口 産業建設部 建設課 都市計画建築係（市役所3階）

12 工事施工業者

◆ 施工業者の条件

- ①市内に主たる事業所（本社）を有し、継続して事業を実施している者。
- ②下水道切り替え工事についても同様でかつ、阿賀野市排水設備工事指定工事店であること。
- ③また下請け業者についても市内業者を確保すること。
- ④リフォーム工事で発生した廃材のリサイクル、処分等については、適正に行うこと。

13 申請方法

◆ 受付期間

令和3年4月1日（木）～（土・日・祝日除く）

※申し込みが予算枠に達した場合等で受け付けを終了したときは、市のホームページでお知らせします。

◆ 提出書類

提出していただく書類は、次のとおりです。

①阿賀野市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

②事業計画書（本要項の後に様式があります）

③収支予算書（本要項の後に様式があります）

④固定資産（土地・家屋）課税明細書の写し又はこれにかわるもの

・所有者又は納税義務者に税務課から毎年送付している、固定資産税納税通知に同封されていますので、その写しを添付してください。

無い場合は、それにかわる「土地・家屋名寄帳」を税務課から入手し、添付してください。

※支所でも入手可能です。交付手数料がかかります。

※家屋所有者以外の方が入手される場合は、委任状が必要です。

⑤工事見積書

・明細書と工事店の押印があるものを添付してください。

※下水道早期接続補助と併用される方は、上下水道局に提出する見積書の写しをあわせて添付してください。

⑥写 真

- ・リフォームする住宅の全景写真
- ・補助対象工事を行う住宅等の現況及び工事施工個所の写真
- ・火災警報器が既に設置済みの場合、設置状況がわかる写真

⑦図 面（状況により添付してください。）

- ・屋根工事・下水道接続工事・増改築等がある場合は工事箇所や工事内容がわかる図面

⑧住民票（多世代世帯に該当する場合は添付してください。）

- ・リフォーム補助該当住宅に住まわれる方全員分の住民票

⑨案内図

- ・住宅地図 等

⑩その他書類（状況により添付してください。）

- ・下水未供用区域（まだ使用できない区域）にお住まいの方は、下水道接続確約書
- ・空き家をリフォームされる場合は、売買契約書の写し又は登記事項証明書
- ・空き家をリフォームされる場合は、定住確約書
- ・その他必要と思われる資料

◆ 募集要項・申請用紙の入手方法

産業建設部 建設課 窓口（本所3階）

市のホームページからもダウンロードできます。

◆ 提出先

産業建設部 建設課 都市計画建築係（本所3階）

※提出された書類はお返しできませんので、提出前に必ずコピーをとってください。

14 補助金交付の決定

事前着工の有無を現地確認、提出書類の審査終了後、速やかに市長が交付の可否及び交付額を決定し、申請者へ通知します。（概ね2週間程度）

15 リフォーム工事の実施

補助金交付決定があった後、リフォーム工事の実施が可能となりますが、その後の手続きについては次のとおりです。

◆ 工事内容の変更・中止や世帯人数の増減があった場合の手続き

工事内容に大幅な変更があった場合、工事費が増額する場合、工事を中止する場合、多世代世帯になる場合、多世代世帯でなくなる場合等は、変更等の手続きを要しますのでご相談の上、届出書を提出願います。

○阿賀野市住宅リフォーム支援事業（内容変更・中止）届出書（第4号様式）

◆ 事業実績報告書等の提出

事業が終了次第、令和4年3月31日までに事業を実施したことを証する、次の書類を提出してください。

- ① 補助事業完了実績報告書（第6号様式）
- ② 収支決算書（本要項の後に様式があります）
- ③ 工事代金請求明細書及び工事代金領収書
- ④ 補助対象工事実施後の住宅等の現況及び工事施工個所の写真・図面
- ⑤ 建築基準法の規定による確認済み証の写し（一部改築・増築の場合）
- ⑥ 廃材のリサイクル、処分等を適正に処分したことの報告書及びマニフェスト
- ⑦ 工事に合わせて火災警報器を設置した場合、設置状況がわかる写真
- ⑧ その他、必要と思われる資料

◆ 補助金請求手続きについて

補助金の請求は、原則として補助事業の完了後、市が実績報告に基づき補助金の額を確定した（確定通知）後に行うことができます。

- 補助金交付請求書（第8号様式）

16 各種留意事項

◆ 補助金の返還について

・補助金の交付を受けようとしたものが、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき又は、補助金交付決定に付した条件に反した時は、期間を定めて補助金の全部又は、一部の返還を命じます。

◆ 工事の着手時期

- ・申し込み時点で着手している工事や申請手続き中に着手するものは対象外となりますのでご注意ください。
- ・工事の着手時期が申請より大幅に遅れる場合は、申し出てください。

◆ 住民票の異動について

- ・住民票の異動が必要な方については令和3年度内（令和4年3月31日まで）に異動して頂きます。年度内に住民票を移せない、移したことが確認出来ない場合は補助金の交付を中止することがあります。

◆ 本事業以外の市の助成制度との関連について

- ・平成23年度から実施の地場産瓦普及助成事業については、令和3年度も補助金の上乗せがありますので、助成事業を利用する際は、事前に相談してください。
- ・介護保険を利用した住宅改修や下水道早期接続補助を利用される方は、ご相談ください。